

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京丹波町長 畠中 源一

市町村名 (市町村コード)	京丹波町 (264075)
地域名 (地域内農業集落名)	下和知地区 (本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地がまとまっている地域もあるが、多くは小規模で分散しており、それぞれの農家が維持管理を行っている。
高齢化や後継者不足のため、新規就農者の受け入れや、集落営農組織の強化が必要である。また、認定農業者や農業法人へ農地を集約することが必要である。
鹿や猪等による被害が農業者の意欲低下を招くため、獣害対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、特産物である黒大豆(枝豆)や伏見とうがらし、水菜など、需要のある農作物の栽培を進める。
・認定農業者や規模の大きな担い手農家への農地の集積・集約化を進めるとともに、地域外からの新規就農者の受入等についても推進する。
・関係機関と連携して高温対策を講じるとともに、高温に強い品種の導入を検討する。
・環境に配慮した減農薬・減化学肥料の取り組みを広げる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	175 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域、日本型直接支払制度の対象農地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や大規模農家、認定新規就農者等の担い手を中心として、集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、担い手や農地所有者の意向を踏まえながら、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手への集積・集約化の状況を見ながら、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内はもとより、地区外からの担い手を積極的に受け入れ、関係機関と連携しながら、多様な担い手の確保、交流人口の確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業者で耕作できない農地は、和知ふるさと振興センターに依頼する。 ・WCS用稲の刈取・ラッピング、堆肥散布等については、和知ふるさと振興センターに依頼する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 国や町の補助事業を活用しながら、獣害対策に取り組む。
 ② 環境に配慮し、緑肥作物を活用するなど、減農薬・減化学肥料に取り組む。
 ③ スマート農業機械を取り入れ、作業の効率化を図る。
 ⑨ 和知ふるさと振興センターと連携し、WCS作付け、堆肥散布による耕畜連携の推進を図る。